

元食産第799号

令和元年6月24日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項の規定に基づき、下記2に掲げる日本農林規格については改正、及び下記3から12に掲げる日本農林規格については確認を行う必要があることから、同法第5条において準用する第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格

【改正】

- 2 植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）

【確認】

- 3 即席めんの日本農林規格（平成21年4月9日農林水産省告示第484号）
- 4 ベーコン類の日本農林規格（昭和48年4月10日農林省告示第786号）
- 5 ハム類の日本農林規格（昭和56年8月21日農林水産省告示第1260号）
- 6 プレスハムの日本農林規格（昭和46年2月26日農林省告示第338号）
- 7 ソーセージの日本農林規格（昭和52年4月25日農林省告示第411号）
- 8 熟成ベーコン類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2075号）
- 9 熟成ハム類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2073号）
- 10 熟成ソーセージ類の日本農林規格（平成7年12月20日農林水産省告示第2074号）
- 11 ウスターソース類の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第565号）
- 12 食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）